

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価改正等について

令和3年4月1日改正

【主な改正点】

介護予防訪問介護相当サービス

(1) 基本報酬について

区分	対象	単位	区分	対象	単位
週に1回程度	事業対象者・ 要支援1・2	1,172 単位/月	週に1回程度	事業対象者・ 要支援1・2	1,176 単位/月
週に2回程度	事業対象者・ 要支援1・2	2,342 単位/月	週に2回程度	事業対象者・ 要支援1・2	2,349 単位/月
週2回を超える程度	事業対象者・ 要支援2	3,715 単位/月	週2回を超える程度	事業対象者・ 要支援2	3,727 単位/月

※ただし新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、訪問型サービス費の所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)について

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、一年間の経過措置期間を設定し廃止される。
令和4年3月31日まで算定可能。

介護予防通所介護相当サービス

(1) 基本報酬について

対象	単位	→	対象	単位
事業対象者・ 要支援1	1,655 単位/月		事業対象者・ 要支援1	1,672 単位/月
事業対象者・ 要支援2	3,393 単位/月		事業対象者・ 要支援2	3,428 単位/月

※ただし新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、通所型サービス費の所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

(2) 栄養アセスメント加算の新設について

現 行	→	改 定 後
なし		栄養アセスメント加算 50 単位/月

算定要件については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱いに準ずる。

(3) 栄養改善加算について

現 行	→	改 定 後
栄養改善加算 150 単位/月		栄養改善加算 200 単位/月

(4) 口腔機能向上加算について

現 行	→	改 定 後
口腔機能向上加算 150 単位/月		口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位/月
		口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位/月
		* L I F E への情報提出

(5) サービス提供体制強化加算について

現 行		改 正 後
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 新設 事業対象者・要支援1 88 単位/月 事業対象者・要支援2 176 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 事業対象者・要支援1 72 単位/月 事業対象者・要支援2 144 単位/月	→	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1 72 単位/月 事業対象者・要支援2 144 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 事業対象者・要支援1 48 単位/月 事業対象者・要支援2 96 単位/月	→	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要件増 事業対象者・要支援1 24 単位/月 事業対象者・要支援2 48 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1 24 単位/月 事業対象者・要支援2 48 単位/月	→	削除

(6) 生活機能向上連携加算の算定要件等について

現 行		改 定 後
生活機能向上連携加算 200 単位/月 ※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位/月	→	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位/月 (3月に1回を限度) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位/月 ※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位/月

(7) 口腔・栄養スクリーニング加算について

現 行		改 定 後
栄養スクリーニング加算 5 単位/回 ※6か月に1回を限度	→	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位/回 ※6か月に1回を限度 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位/回 ※6か月に1回を限度

(8) 科学的介護推進体制加算の新設について

現 行	→	改 定 後
なし		科学的介護推進体制加算 40 単位/月

算定要件については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準ずる。

(9) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）について

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、一年間の経過措置期間を設定し廃止される。令和4年3月31日まで算定可能。